### 市職員の働き方改革について

質問 市がこれまで行ってきた職 員の働き方改革、労働環境の改善に ついて伺う。

市長 人手不足は日本全体で深刻 な社会問題となっており、既に公務 部門でも人材確保が難しくなってい る。職員の働く意欲の向上、仕事へ のやりがいや職場環境整備は離職を 防ぐ大変重要な取り組みであると考 える。本市がこれまで取り組んだ主 な内容にシステムの導入がある。文 書管理システムでは、文書の電子決 裁化が図られた。庶務事務システム の導入では、職員の休暇などの各種 申請及びその承認をシステム上で行 うことができ、職員の事務負担の軽 減につながっている。次に、テレワー ク導入の取り組みとして、管理職用 端末をモバイルノート型パソコンに するとともに、専用端末を80台確保

し、令和4年10月からテレワークを 本格実施している。このほか、職員 の休暇制度等の勤務条件に関して、 職員の育児介護等と仕事の両立の 支援として、育児時間の期間の延長 や介護休暇の取り扱いを改正するな ど、より働きやすい職場環境の改善 を行っている。今後も、国や東京都 の制度に準拠し、職員の勤務条件等 の改善に取り組んでいきたい。



▲福生市役所外観

正和会

#### 児童・生徒の健康診断について

質問 児童・生徒が健康に生活す るためには、定期健康診断は極めて 重要な機会と考えられるが、事業の 意義と検査項目について伺う。

教育長 定期健康診断の意義は、 児童・生徒の健康の保持と増進を図 ることであり、継続的な保健管理や 健康相談を適時行い、健康教育を通 して学校における健康課題の解決に 役立てることができる。検査項目は、 り、自分の意見や提案を発表するも

身長及び体重等の学校保健安全法施 行規則に定められた項目である。

#### 子ども議会について

質問 子ども議会は子どもの意見 を聞く機会として重要性が高まって いると考えるが、改めてこの事業の 経緯と目的を伺う。

教育長 福生市子ども議会は、小 学校高学年の児童が子ども議員とな

ので、平成13年度第1回から今年度 で24回目となる。第22回から中学校 の生徒会役員6名が参加し、議長役、 議会事務局長役を務め、子ども議員 の質疑に対する講評等を行う。事業 の目的は、①子どもの権利条約及び 東京都こども基本条例の具現化を図 ること。②学校教育と社会教育の連 携、融合を目指すこと。③小・中学 生の交流を促進することである。



#### 放置自転車等の管理や対策について

質問 市内の5つの駅を中心とし た半径300メートルを自転車等放置 禁止区域として指定した放置自転車 対策の効果と、区域外の場所の市の 対応について伺う。

市長 放置禁止区域内における対 策の効果は、自転車等の放置防止等 に関する条例を施行した平成7年度 と現在を比較すると、年間撤去台数 は約2割程度まで減少している。最 近では、令和元年度406台あった撤 去台数が令和5年度は283台と減少 傾向にある。これは駅前整備など ハード面での対策のほか、福生警察 署や福生市交通安全推進委員会をは じめとする各団体の皆様の様々な取 り組みや啓発活動が実を結んだ結果 であり、市内の交通安全や災害時の 防災活動を確保し、駅周辺の安全を 図るとともに、まちの美観の確保に

もつながっている。放置禁止区域外 の道路や公園内等に乗り捨てられた 放置自転車への対応は、市民等から の通報を受けた際に担当職員が現地 確認を行い、盗難車両でない場合 は、警告札による告知を行った上で 警告期間後に速やかに撤去を行って いる。今後も引き続き各種団体との 連携を図りながら、あらゆる機会を 通じて啓発を続けていく。

#### 正和会 仲間 正司 議員





## 一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる施策について

質問 市民からの生活相談を通し て現在の生活や将来への不安が様々 寄せられた。福生市で安心して暮ら していきたいと考える一人暮らしの高 齢者に対する市の施策を伺う。

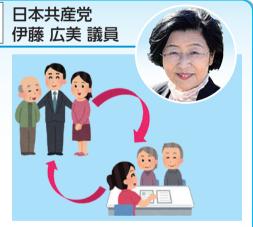
市長 地域とのつながりが希薄に なっている昨今、高齢者が安心して 暮らすために様々なリスクを低減する 支援は大変重要な課題であると認識 している。市では令和4年4月から地

域包括支援センターの運営体制を強 化し、看護師、社会福祉士、主任ケ アマネジャー等の専門職が実態把握 を行った上で、高齢者が地域とつな がるネットワーク体制の構築を図って いる。令和6年3月策定の福生市高 齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9期)でも高齢者の見守り支援を強化 する施策を定めた。

質問 高齢者見守りステーション

による訪問状況と支援につないだ実 績について伺う。

福祉保健部長 訪問は2人体制で 高年齢の方から順次訪問を行い、令 和6年度は70歳以上の高齢者を訪問。 支援につないだ実績は、令和4年度 に受けた1496件の相談のうち、支援 が必要と判断した88件を地域包括支 援センターに、13件を介護福祉課に つなぎ高齢者の早期支援を行った。



# 受益者負担の考え方と使用料・手数料の在り方について

質問 本市では現在、どのような 考え方から使用料や手数料を徴収し ているのか。基本的な考え方を伺う。

市長 使用料及び手数料の徴収に ついては、平成30年度に策定した使 用料・手数料等受益者負担適正化方 針等で、考え方や実際の運用方法等 を整理している。使用料・手数料を 新たに設定する場合には、受益者と 受益者以外の市民との間の負担の公

平性と料金設定の合理性を図るため、 他の法令等の定めがあるものを除き 原価を基にした料金計算を行う。見 直しの場合は、原価を基とした料金 計算のほか、現行の料金と比較して 著しい増減がない場合には、据え置 くか、結果を踏まえた改定を行うと している。受益者負担の考え方の一 つとして、市の施設は市民が優先し てサービスの恩恵を受けるべきとの

考え方から、スポーツ施設では市外 料金を設けている。減額や免除に係 る費用は市税等で補うため、適正化 方針で受益者負担の原則の例外とし て別途基準を定め、資格や正当な目 的がある場合に限り適用する。受益 者負担等の在り方について、方針に 基づき適切に実施するため、庁内会 議での検討、行政改革推進委員会等 でも意見を伺いながら対応していく。

